

# 受験案内

## 令和8年度笠岡市職員採用試験（一般事務職【実務経験者】）

### 1 受付期間

随時受付

### 2 募集職種及び職務内容

募集職種	主な職務内容
一般事務職 【実務経験者】	一般行政事務に従事します。 島しょ部勤務があります。

### 3 採用予定人数及び受験資格

試験区分	採用予定人員	学歴等	年齢	受験資格
一般事務職 【実務経験者】	若干名	高校卒程度 以上	昭和41年4月2日 以降,平成10年4月 1日までに生まれた 人	次のいずれかを満たす人 ・ 民間・官公庁等において,実務経験(正規雇用)が通算5 年以上ある人 ・ 官公庁において,実務経験(会計年度任用職員含む)が 通算10年以上ある人

※「実務経験」は、令和8年3月末時点で基準を満たす実務経験年数があることが必要です。

※ 実務経験が複数ある場合は、通算することができます。

※ 官公庁における会計年度任用職員の実務経験は週30時間以上勤務した期間のみ算入できます。

※ 最終合格発表後、職歴証明を提出していただきます。基準を満たす実務経験年数が確認できなかった場合は採用  
されません。

### 受験資格等について

■障がいのある人の受験については、別途相談に応じます。

■次のいずれかに該当する外国籍の人も受験できます。

①出入国管理及び難民認定法(昭和26年法律第319号)に定められている永住者

②日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成3年法律第71号)に定められ  
ている特別永住者

なお、外国籍の人の採用後の任用や昇任については、「公権力の行使又は公の意思の形成に参画する公務員については、  
日本国籍を必要とする」という公務員の基本原則に基づき行います。

■全ての試験区分において、次のいずれかに該当する場合は受験できません。

地方公務員法第16条に規定する欠格条項(次のとおり)に該当する人

①拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人

②笠岡市職員として、懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人

③日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の  
団体を結成し、又はこれに加入した人

■受験資格がないこと、又は受験申込書に虚偽の内容が判明した場合は合格を取り消すことがあります。

### 4 採用試験の内容

(1) 第1次試験

科目	内容
書類選考	提出された受験申込書及び職務経歴書により選考

※ 選考結果は合否に関わらず郵送で通知します。

## (2) 第2次(最終)試験

科目	内容
適性検査	人物,職務適性,対人関係能力等についての適性検査
口述試験	職務適性及び人柄等についての面接

※ 第2次試験は第1次試験合格者について行い,試験日程及び試験会場等は第1次試験合格者に別途通知します。

## 5 採用日

試験合格後に決定

## 6 給 与

笠岡市一般職の職員の給与に関する条例等の規定により支給します。

### (1) 初任給

最終学歴・経験(職務内容・期間)等を考慮して「初任給,昇格,昇給等の基準に関する規則」に基づき決定します。

#### 【参考例】

採用時の年齢	実務経験年数	学歴	初任給
29歳	10年	高校卒	約254,400円
33歳	10年	大学卒	約284,100円
40歳	17年	大学卒	約324,400円

※ 諸条件により,実際の決定額には誤差が生じる場合があります,初任給の額を保証するものではありません。

### (2) 諸手当

扶養手当,住居手当,通勤手当,期末手当,勤勉手当等をそれぞれの条件によって支給します。

## 7 受験手続き

### (1) 提出書類(各1部)

#### ① 受験申込書(市指定の様式)

写真(3カ月以内撮影,脱帽上半身,たて5cm・よこ4cm)を貼付

#### ② 職務経歴書

### (2) 提出方法

#### ■ 持参する場合

執務時間内に笠岡市人事課へ持参してください。

《執務時間》 午前8時30分～午後5時15分(毎週の土曜日,日曜日及び祝日を除く)

#### ■ 郵送する場合

① 封筒の表に「職員採用試験受験申込書」と記入し,笠岡市人事課へ郵送してください。

② 必ず簡易書留郵便で送付してください。普通郵便で送付した場合の事故については責任は負えません。

### 受付場所(郵送先)・お問い合わせ先

・受付場所 笠岡市総務部人事課(市役所3階)

・郵送先 〒714-8601 笠岡市中央町1番地の1 笠岡市総務部人事課

TEL (0865) 69-2124(人事課直通)

※ 不明なことがありましたら,総務部人事課へ本人が直接お問い合わせください。